

事後審査型制限付一般競争入札（業務委託） 入札公告【共通事項】

1. 入札参加資格	(1)	平成29・30年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）に当該案件に応じた種目で登録されていること
		当該案件の入札書提出日から開札日までに大阪市の入札参加資格取得にかかる登録を完了している者であること
	(2)	公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること
		地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
		入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
		入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
	(3)	入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開札日現在による。
	(4)	入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない
	(5)	実行委員会の指定する期限までに、公告本文に定める入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）を提出できること
2. 入札参加手続等	(1)	入札書の提出等の手続きは、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送にて提出すること。
	(2)	入札の辞退 入札書提出後の辞退は認めない。
	(3)	入札予定価格・入札参加者・最低制限価格（地方自治法施行令第167条の10第2項で規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）・調査基準価格（地方自治法施行令第167条の10第1項で規定する場合の調査の基準となる価格。以下同じ。） 落札決定後に大阪・光の饗宴、大阪府、大阪市の各ホームページ（以下、「ホームページ」という。）において公表する。
	(4)	仕様書等の取得方法 取得方法については公告本文に定める。
	(5)	仕様書等に対する質問 質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。
	(6)	上記(1)～(5)によらない場合は、公告本文に定める。
	当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。	
3. 関係会社の参加制限	(1)	資本関係
		以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
		親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
		親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
	(2)	人的関係
		以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
		一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
		一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
	(3)	以下のいずれかに該当する2者の場合
		組合とその組合員
		一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
		一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合
		一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合
	一方の会社の実行委員会の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社と同一である場合	
	(4)	その他適正な入札が阻害されると認められる場合

4. 入札の方法等	(1)	入札書の提出期間及び開札日時・場所は公告本文に定める。	
	(2)	入札参加者がいない場合は、当該入札を取り止める。	
	(3)	入札参加申出書（様式4）、入札書（様式5）の提出	
			入札参加者は、入札参加申出書（以下、「申出書」という）を提出しなければならない。
			入札書は、入札金額等必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱う。
			入札書に記載する金額は、総額（長期継続契約対象案件の場合は期間の総額、概算契約案件の場合は予定数量による総額）を記載すること。ただし、これによらない場合は、公告本文で別に定める。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
			入札書を入札用封筒（長形封筒4号）に入れて封かんし、さらに案件ごとに郵送用封筒（長形封筒3号）に申出書とともに入れ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれか方法により郵送にて提出すること。
			申出書、入札書の提出は、入札書提出期限までに完了すること
			申出書、入札書の提出にあたっては、入札公告で指定した提出先に、提出期限までに郵送にて到着させること。なお、入札書は、実行委員会への直接持参は認めない。
			郵送にかかる費用については、入札結果にかかわらず入札参加者の負担とする。
	一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。		
	申出書、入札書等は、案件ごとに実行委員会が指定する様式を、ホームページからダウンロードして作成すること。		
5. 再度入札	(1)	開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。	
	(2)	再入札書受付開始予定日時・再入札書受付締切予定日時、開札予定日時及び前回最低入札書記載金額については、「再入札通知書」で通知する。	
6. 入札の無効	次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再度入札に参加できない。		
	(1)	大阪市契約規則（昭和39年規則18号）第28条第1項に該当又は入札公告等において示した条件に違反した者の入札	
	(2)	1に定める入札参加資格を有しない者がした入札	
	(3)	最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格でした入札	
	(4)	再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札	
	(5)	指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札	
	(6)	低入札価格調査制度（地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による落札者を決定する制度をいう。以下同じ。）適用案件において、指定する日時までに、低入札価格根拠資料（実行委員会指定様式、以下「根拠資料」という。）を提出しなかった落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札	
	(7)	3に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札	
(8)	入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当する場合		
		大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている	
		大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている	
7. 審査順位の公開	落札候補者を決定した場合は、ホームページにより次に掲げる事項を全ての入札参加者に通知するとともに、速やかに公開する。なお、低入札価格調査制度適用案件において調査基準価格を下回った場合は、その旨をあわせて通知する。ただし、談合情報等による保留の場合はこの限りでない。		
	(1)	入札参加資格の審査のために落札決定を保留する旨	
	(2)	予定価格の制限の範囲内で入札した入札参加者（無効の入札をした者を除く）の商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）、審査順位、くじ番号及び入札金額	
	(3)	無効の入札をした入札参加者の商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）	

8. 入札参加資格の審査及び落札者の決定	(1)	開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留し通知する。
	(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2人以上あるときは、開札時に「同額抽選の方法」によって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2人以上あるときは、開札時に「同額抽選の方法」によって全ての審査順位を決定する。
	(3)	落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
	(4)	前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
		落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、入札参加者に通知するものとする。
	(4)	落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。
		(5)
	(6)	(4)の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
	(7)	開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
(8)	開札後から落札決定までに、入札参加者が次の項目に該当した場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。	
	<p>大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている</p> <p>大阪市契約関係暴力回排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている</p>	
(9)	落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とする。	
9. 低入札価格調査	(1)	低入札価格調査制度適用案件において、落札候補者の入札が調査基準価格を下回る価格である場合は、8(3)の入札参加資格の審査とあわせて低入札価格調査を行う。
	(2)	(1)の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、8(4)の手続きにより落札者を決定する。なお、新たな落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る価格である場合は、(1)の調査を行うものとし、以後同様の手続を繰り返す。
	(3)	(1)の調査のため、落札候補者は、実行委員会の指定する期限までに別途定める根拠資料を提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
	(4)	提出された低入札価格根拠資料について実行委員会より説明を求められた場合は、落札候補者はこれに応じなければならない。応じない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
10. 落札の決定日	原則として、落札の決定日は開札日の翌日から起算して5日(実行委員会における執務の休日を除く。)後とする。ただし、これによらない場合は、公告文で別途定めるものとする。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合及び低入札価格調査を行う場合等は、必要な審査・調査を行ったのち決定するものとする。	
11. 入札保証金及び契約保証金	(1)	入札保証金(見積った契約希望金額の100分の3以上) 免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額の100分の8に相当する)の100分の3に相当する違約金を徴収する。
	(2)	契約保証金 契約金額の100分の10以上納付 ただし、政府公債、大阪債等の提供若しくは金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。また、大阪市契約規則第37条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。
12. 開札の日時及び方法	(1)	開札の日時は、入札公告に記載し、公表する。
	(2)	開札の方法は、入札担当職員が、郵送された入札用封筒を開封し、入札結果を発表する。 開札の立会いは、入札担当者以外の職員が行うものとする。
	(3)	開札の傍聴を希望する入札参加者は、入札公告で示した入札(開札)予定時刻の10分前までに、名刺等入札参加業者の役員及び従業員であることを証明できるものを持参のうえ、入札会場に集合し、受付を得た後、開札を傍聴することができる。

13. その他	(1)	低入札価格調査制度を適用する場合、又は、最低制限価格を設ける場合は公告本文に明示する。	
	(2)	提出された資格審査資料及び根拠資料等は、入札に関する調査以外に使用しない。	
	(3)	契約書作成の要否 要	
	(4)	実行委員会側の入札手続に障害が発生した場合等、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することができる。	
	(5)	仕様書等に対する質問への回答は、ホームページ上の問題等により、回答の掲載が公開時間に遅れる場合もある。	
	(6)	入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が実行委員会にわかり得ることがないように充分留意すること	
	(7)	入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。	
	(8)	入札参加申出書に虚偽の記載を行った者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す。	
	(9)	落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。	
			大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
			大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められたとき。
(10)	契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。		
(11)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則等の定めるところによる。		